

令和7年度第2回さいたま市運賃協議会 議事録

□日時：令和7年11月25日（火）18時00分～18時25分

□場所：浦和コミュニティセンター 第2集会室

□配付資料

- ・次第
- ・名簿・席次表
- ・資料(1)-1 さいたま市コミュニティバス等の障害者割引制度について
- ・資料(1)-2 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書
- ・資料(2)-1 見沼区片柳西地区乗合タクシーの運賃について
- ・資料(2)-2 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書
- ・参考(2) 見沼区片柳西地区乗合タクシーのルート変更について
- ・資料(3)-1 さいたま市運賃協議会設置要綱の改定（案）・次第

□出席者

- ・さいたま市都市局 交通政策部長 代田 智之
- ・国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官 高木 純子
- ・蓮田市都市整備部 都市計画課長 小川 慶太郎

1. 開会

【事務局】

- 令和7年度第2回さいたま市運賃協議会を開催する。
- 配付資料を確認する。

(資料確認)

【事務局】

- 議事に移る。
- 進行は、さいたま市運賃協議会設置要綱に基づき、会長が議長となるので、代田会長にこれまでからの会議の進行をお願いする。

【代田会長】

- 会議の公開についてお諮りする。
- 本日の議事に関して、非公開事項に該当する案件があるか、事務局から報告をお願いする。

【事務局】

- 非公開事項に該当する案件はない。

【代田会長】

- 事務局から、本日は非公開事項に該当する案件がないとのことであったので、本日の会議を公開で行いたいが、よろしいか。

(出席者全員一致で了承)

【代田会長】

- 本日、会議は公開とする。事務局から傍聴者について報告をお願いする。

【事務局】

- 傍聴者はいない。

【代田会長】

- これより議事に入る。

2. 議事

(1) コミュニティバス等の障害者割引運賃について

【代田会長】

- 議事1「コミュニティバス等の障害者割引運賃について」、事務局から説明をお願いする。

【事務局】

(配付資料に沿って説明)

【代田会長】

- ご意見やご質問がないようであれば、お諮りする。
- コミュニティバス等の障害者割引運賃については事務局案のとおり議決することとし、「道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書」を発行してよいか。

(出席者全員一致で了承)

【代田会長】

- ・ 議事 1 については、案のとおり議決した。
(小川委員 退出)

(2) 見沼区片柳西地区乗合タクシーの運賃について

【代田会長】

- ・ 議事 2 「見沼区片柳西地区乗合タクシーの運賃について」、事務局から説明をお願いする。

【事務局】

(配付資料に沿って説明)

【代田会長】

- ・ ご意見やご質問がないようであれば、お諮りする。
- ・ 見沼区片柳西地区乗合タクシーの運賃については事務局案のとおり議決することとし、「道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書」を発行してよいか。

(出席者全員一致で了承)

【代田会長】

- ・ 議事 2 については、案のとおり議決した。

(3) さいたま市運賃協議会設置要綱の改定について

(小川委員 入室)

【代田会長】

- ・ 議事 3 「さいたま市運賃協議会設置要綱の改定について」、事務局から説明をお願いする。

【事務局】

(配付資料に沿って説明)

【代田会長】

- ・ ご意見やご質問はあるか。

【高木委員】

- ・ 運賃協議会の開催の合理化については、6 月に本省から事務連絡が発出されたところであり、本議案についても当該事務連絡に沿ったものと考えている。

【代田会長】

- ・ 他にないようであれば、お諮りする。
- ・ さいたま市運賃協議会設置要綱の改定については事務局案のとおり議決してよいか。

(出席者全員一致で了承)

【代田会長】

- ・ 議事 3 については、案のとおり議決した。
- ・ 事務局においては、要綱改定の手続を進められたい。
- ・ 以上で本日の議事を終了する。

3. 閉会

【事務局】

- これをもって、令和 7 年度第 2 回運賃協議会を閉会する。